

# 一般社団法人日本学校歯科医会 定款

## 第1章 総則

(名称)

**第1条** この法人は、一般社団法人日本学校歯科医会と称する。英語ではJAPAN ASSOCIATION OF SCHOOL DENTISTS (略称JASD) という。

(事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

**第3条** この法人は、幼児、児童生徒、学生並びに教職員の健康の保持増進を図るため学校歯科保健に関する調査研究を行うとともに、学校保健の普及及び振興に努め、もってその円滑な実施に寄与することを目的とする。

(事業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校歯科保健に関する調査研究
- (2) 学校歯科保健に関する普及啓発
- (3) 機関誌の発行
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

**第5条** この法人に次の会員を置く。

- (1) 第一種正会員 都道府県及び市の学校歯科医の団体(以下、「加盟団体」という。)の会員である歯科医師
- (2) 第二種正会員 歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者を養成する大学あるいは専門学校等(以下、「医育機関」という。)に勤務する教育担当者で、この法人の目的に賛同する者
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力

する者で歯科医師以外の者。但し、医育機関に勤務する教育担当者を除く。

(4) 名誉会員 この法人に特に功労のあった者

2 この法人の社員(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第11条第1項第5号等に規定する社員をいう。以下同じ。)は、概ね加盟団体に属する第一種正会員250名の中から1人の割合をもって選出される代表会員(端数は切り上げる)をもって社員とする。第一種正会員が250名に満たない加盟団体の代表会員は1名とする。

3 代表会員を選出するため、第一種正会員による代表会員選挙を行う。代表会員選挙を行うために必要な細則は選挙規則において定める。

4 代表会員が欠けた場合又は代表会員の員数を欠くこととなるときは、新たに代表会員選挙を行う。その代表会員の任期は、任期の満了前に退任した代表会員の任期の満了する時までとする。

5 代表会員の代理人として、第一種正会員による予備の代表会員を選挙する。

6 代表会員、予備代表会員は、第一種正会員の中から選ばれることを要する。第一種正会員は、代表会員、予備代表会員の選挙に立候補することができる。

7 第3項の代表会員選挙において、すべての第一種正会員は、等しく代表会員を選挙する権利を有する。この法人の理事又は理事会は、代表会員を選出することはできない。

8 第3項の代表会員選挙は、2年に1度、一定の時期に実施することとし、代表会員の任期は、選任後最初の7月1日から2年間とする。ただし、代表会員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「法人法」という。)第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代表会員は社員たる地位を失わない(当該代表会員は、役員を選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする)。

9 第5項の予備代表会員の人数、選出方法及び任期は、代表会員の規定を準用する。

10 第一種正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代表会員と同様にこの法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
  - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
  - (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
  - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
  - (5) 法人法第51条第4項の権利（書面による議決権行使記録の閲覧等）
  - (6) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
  - (7) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
  - (8) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
  - (9) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 11 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての第一種正会員の同意がなければ、免除することができない。

（会員の資格の取得）

**第6条** この法人の会員になろうとする者は、会費を添えて理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会申込書を必要とせず、本人の承諾をもって会員とする。

（経費の負担）

**第7条** この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、会員の種別に応じて、会費及び負担金に関する規則に定める額を支払う義務を負う。

2 名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は返還しない。

（任意退会）

**第8条** 会員は、理事会において別に定める退会届に理由を付して会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

**第9条** 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の会員としての義務に違反したとき。

（会員の資格の喪失）

**第10条** 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 加盟団体の会員たる資格を失ったとき及び医育機関の職を失ったとき。

- (2) 会費を1年以上滞納したとき。
- (3) 総代表会員が同意したとき。
- (4) 当該会員が死亡したとき。

## 第4章 総会

（構成）

**第11条** 総会は、すべての代表会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

3 第一種正会員は、総会を傍聴することができる。ただし、自ら意見を述べることはできない。

（権限）

**第12条** 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 選挙規則、会長予備選挙規則、入会及び退会に関する規則、会費及び負担金に関する規則、会議及び委員会に関する規則のうち特別委員会に関する規定、総会議事規則、予算決算特別委員会規則及び議事運営特別委員会規則の制定・改廃について、理事会が総会に付議したもの
- (9) 予算決算特別委員会委員及び議事運営特別委員会委員の選任
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

**第13条** 総会は、定時総会として毎事業年度終了後6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

（招集）

**第14条** 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総代表会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する代表会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、会長は、総会の日1週間前までに、代表会員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、その通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない代表会員が書面により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

4 前3項の場合において、会長に事故あるとき又は欠

けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集する。

(議長及び副議長)

**第15条** 総会の議長及び副議長は、総会において代表会員のなかから選出する。

(議決権)

**第16条** 総会における議決権は、代表会員1名につき1個とする。

(決議)

**第17条** 総会の決議は、総代表会員の議決権の過半数を有する代表会員が出席し、出席した当該代表会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

**第18条** 総会に出席できない代表会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、又は予備代表会員を代理人とすることができる。

2 予備代表会員は、代理権を証明する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の場合における第17条の規定の適用については、その代表会員は出席したものとみなす。

(議事録)

**第19条** 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 代表会員のうちから選出された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

**第20条** この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、19名以内を法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

**第21条** 理事及び監事は、総会の決議によって選任し、その方法は、総会において別に定める選挙規則による。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、会長に就任する。

4 理事会は、その決議によって、第2項で選定された業務執行理事より副会長、専務理事及び常務理事を選定することができる。

5 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

6 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

**第22条** 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会及び総会の議決に基づき、この法人の業務を掌理する。

5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、理事会及び総会の議決に基づき、日常の業務を処理する。

6 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会において代表理事を選定し、その職務を執行する。

7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

**第23条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

**第24条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

**第25条** 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

**第26条** 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の一部免除又は限定)

**第27条** この法人は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

## 第6章 名誉会長、顧問、参与

(名誉会長、顧問、参与)

**第28条** この法人に、名誉会長を1名、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 名誉会長は、総会の議決を経、顧問及び参与は理事会の議決を経て会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

4 その他名誉会長、顧問及び参与に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第7章 理事会

(構成)

**第29条** この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

**第30条** 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

2 前項第3号の会長の選定にあたっては、会員の意識を調査し、その結果を参考にすることができる。その方法については別に定める。

(種類及び開催)

**第31条** 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

2 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 法令に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集をしたとき。

(招集)

**第32条** 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第2項第2号又は前条第2項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

**第33条** 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長に事故があるとき又は欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事が招集し、議長となる。

(決議)

**第34条** 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

**第35条** 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第7項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

**第36条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 会長が出席しない場合の理事会の議事録は、出席した理事及び監事が記名押印しなければならない。

## 第8章 資産及び会計

(資産の種類)

**第37条** この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

**第38条** 基本財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の全部又は一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

**第39条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

**第40条** この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の議決を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

**第41条** この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、毎事業年度の経過後3箇

月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、定款、社員(代表会員)名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

**第42条** この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

**第43条** この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

**第44条** この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

**第45条** この法人は、会員に対し、剰余金の分配をすることができない。

(保有株式(出資)の制限)

**第46条** この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

**第47条** この法人の公告は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については法人法第128条第3項に規定する措置により開示する。

### 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の会長は清水恵太とする。
- 4 この法人の最初の業務執行理事は、次のとおりとする。
- |          |      |           |
|----------|------|-----------|
| 理事（副会長）  | 齊藤愛夫 | 由井 孝      |
| 理事（専務理事） | 川本 強 |           |
| 理事（常務理事） | 杉原瑛治 | 齋藤秀子 土屋松美 |
|          | 長沼善美 | 今井健二 竹内純子 |
|          | 是澤恵三 | 大藪武男 向井美恵 |
| 理事       | 金森市造 | 兼元妙子 高田克重 |
|          | 田幡 純 | 柘植紳平 野坂百樹 |
|          | 野村圭介 | 松崎弘明 水野泰弘 |
- 5 この法人の最初の監事は、次のとおりとする。
- |    |      |      |      |
|----|------|------|------|
| 監事 | 飯嶋 理 | 岡 伸二 | 添田 廣 |
|----|------|------|------|

- 6 この定款の施行後最初の代表会員及び予備代表会員は、第5条と同じ方法で予め行う選挙において最初の代表会員及び予備代表会員として選出された者とする。
- 7 この定款施行後の最初の定時総会の議長及び副議長は、第5条と同じ方法で予め行う代表会員選挙によって選出された代表会員が、予め行う総会にて選出したものとする。

#### 附 則

- 1 平成26年6月24日から施行する。
- 2 平成31年3月27日から施行する。